号については国立公園に係るものを、第八条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第九条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二項の規定は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）の施行の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十八の表内部部局の項中「部長」を「局次長　部長」に改め、同表地方環境事務所の項中「（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―九一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「掲げる事業」を「定める事業」に改め、同項第一号中「事業所若しくは」を「事業所、」に、「人事院の定める環境省東北地方環境事務所の官署」を「環境省福島地方環境事務所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四八

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条の六第一項」の下に「及び第二項」を加え、「文化庁地域文化創生本部」を「別表第三に掲げる官署」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二項の規定は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）の施行の日から施行する。

第七条中「第十一条の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一号中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」を「支給職員の在勤する官署に係る別表第三に定める起算日から一年を経過する」に改め、同条第二号中「平成三十年四月一日」を「前号に掲げる期間を経過した日」に、「百分の十に至る」を「支給職員の在勤する官署の所在する地域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合以下となる」に、「平成二十九年四月一日」を「当該官署に係る別表第三に定める起算日」に改める。

第十七条中「第六条に規定する官署及び別表第二」を「別表第二又は別表第三」に改める。

別表第一東京都の項中「府中市」を「府中市　昭島市」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第六条、第七条関係）

第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　消費者庁消費者行政新未来創造オフィス担当室　平成二十九年七月十四日

二　文化庁地域文化創生本部　平成二十九年四月一日

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一二八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表沖縄県の項中「

宮古島市平良字下里一〇一六	宮古島農林水産センター

」を「

宮古島市平良字下里一〇一六	宮古島農林水産センター
宮古島市平良字下里一〇八の一	土地改良総合事務所宮古支所

」に改め、同項中「

平五一九の一四	伊江農業水利事業所

」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―五五の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

号については国立公園に係るものを、第八条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第九条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	（略）	（略）